

経済学史学会会則内規

- 1 第3条(1)の地方部会および研究会の開催に必要な経費の補助は、幹事会の定める細則にもとづいて行い、幹事会の承認を得るものとする。
- 2 第4条の入会申込資格は大学を卒業した者またはそれに準ずる者とする。
- 3 第5条3の終身会員は、選挙権および被選挙権をもたない。
- 4 第7条に基づく措置として、前年度までに4年以上の会費未納がある定職者会員を退会とし（「措置退会」と言う）、前年度までに2年ないし3年の会費未納がある定職者会員への学会誌の発送を停止する。なお、学会誌の発送を停止された者が会費の不足分を納入した場合も、停止された学会誌の再配布はおこなわない。
- 5 第11条の常任幹事若干名は5名とし、代表幹事とともに常任幹事会を構成する。
常任幹事は、第12条の幹事会が委嘱する委員若干名によって構成される委員会の委員長を務める。
- 6 第12条の委員若干名によって構成される必要な委員会は、幹事会が定める。『経済学史研究』編集委員会、大会組織委員会、企画交流委員会、研究奨励賞選考委員会、総務委員会とする。
- 7 第12条で定める委員会とは別に、本会の事業の遂行のために特別委員会を置くことができる。特別委員会の設置と委員指名は、代表幹事が行うものとする。
- 8 第13条の総会は、幹事会において議事、会場および日時を定め、会員に通知する。
また、総会では、常任幹事が幹事会の承認のもとに会務および会計を報告する。
- 9 会員以外に会員名簿の情報を譲渡または開示することを禁止する。
- 10 内規の改廃は幹事会が行う。

（2025年11月改正・施行）